

子供と高齢者を交通事故から守る活動に関する協定

株式会社 関西メディコ（以下「甲」という。）と奈良県警察（以下「乙」という。）は、交通事故から子供と高齢者を守る活動について、次のとおり合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、子供と高齢者を交通事故から守る活動を推進することにより、交通事故のない安全で安心して暮らせる奈良県を実現することを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定は、甲と乙の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 甲は、乙が行う交通事故防止活動に協力する。
- (2) 甲は、可能な範囲において、甲が運営する施設の利用者に対する交通安全ワンポイントアドバイスなどの安全活動を行う。
- (3) 乙は、甲が行う交通安全活動に協力する。
- (4) 乙は、甲に対して交通事故情報等の安全情報を提供する。

（情報連絡）

第4条 甲及び乙は、相互にこの協定に必要な情報を連絡するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、相互の協力関係を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期限）

第7条 本協定の有効期限は、協定書の締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、有効期限1年で自動更新がなされるものとし、以降同様とする。

附 則

- 1 本協定は、平成27年4月16日をもって効力を生ずるものとする。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年4月16日

甲 株式会社 関西メディコ

代表取締役

安井 将夫



乙 奈良県警察本部

交通部長

大森 宏悦

